

泉大津市がん患者アピアランスサポート事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、がん患者の医療用ウィッグ又は乳房補正具（以下「補正具」という。）の購入費用の一部に対し、予算の範囲内で泉大津市がん患者アピアランスサポート事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、がん患者の外見上の心理的負担及び経済的負担を軽減するとともに、がん治療と社会参画との両立及び療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、泉大津市とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、抗がん剤治療等の副作用による脱毛症や乳房切除に対処するために、補正具を購入した者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) がん治療を現に受けている、又は過去に受けた後経過観察中で通院していること。
- (2) 申請日（本人死亡時は死亡日）において、泉大津市内に在住し、泉大津市の住民基本台帳に登録されている者
- (3) 本市において過去にこの助成金（ただし、医療用ウィッグ、乳房補正具のそれぞれにつき 1 回の助成とする。）を受けていないこと。

(助成対象補正具)

第 4 条 助成対象となる補正具は、次の表のとおりとする。ただし、附属品及びケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）は助成対象外とする。

区分	要件
医療用ウィッグ	(1) 全頭用であること。 (2) 購入した日の翌日から起算して 1 年以内のものであり、かつ、令和 4 年 4 月 1 日以後に購入したものであること。 (3) 1 人 1 台に限る。
乳房補正具	(1) 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着、補正パッド又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）であること。ただし、補正パッド又は人工乳房を固定する下着を含む。

	(2)購入した日の翌日から起算して1年以内のものであり、かつ、令和4年4月1日以後に購入したものであること。 (3)両側がんを除き、1人1台に限る。
--	--

(助成金額)

第5条 助成金の額は、補正具1台につき、2万円を上限とする。ただし、購入金額が助成金の上限額に満たない場合は、当該購入実額とする。

2 助成金の交付対象となる経費は、消費税及び地方消費税を含めた医療用ウィッグ本体、乳房補正具の購入費とし、本体価格に含まれない附属品及びケア用品(クリーナー、リンス及びブラシ等)、購入のために要した交通費及び郵送費等は対象としない。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、購入した日の翌日から起算して1年以内に、泉大津市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) がん治療を現に受けている、又は過去に受けた後経過観察中で通院していることを証明する書類(化学療法又は手術に関する説明書、診断書、治療方針計画書、診療明細書等)

(2) 補正具の購入に係る領収書(購入した日、品名、金額の記載のあるもの。ただし、医療用ウィッグにあっては医療用であることが、乳房補正具にあっては医療用の補正下着、補正パッド又は人工乳房であることが、備考等に記載されているもの)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、対象者本人又はその代理人(対象者本人から民法(明治29年法律第89号)第643条に基づき申請にかかる手続の委任を受けている者をいう。)とする。ただし、申請時に対象者が死亡している場合においては、対象者の配偶者、対象者と生計を同じくしていた遺族又は助成対象用具の購入費用を負担した遺族とする。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、申請者に対して泉大津市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が不適当であると認めるときは、その理由を付して、申請者に対して泉大津市がん患者アピアランス

サポート事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、直ちに助成金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後の補正具の購入について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、公告の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。